

東 監 発 第 83 号
令和 5 年 2 月 22 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の期日及び対象

令和 5 年 2 月 1 日 議会事務局

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明

監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 4 年度分財務事務及び関連する事務事業の令和 5 年 1 月 5 日現在における執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 87 号
令和 5 年 3 月 23 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿
東根市教育委員会教育長 半 田 博 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査及び指定管理者監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査並びに同条第 7 項の規定による指定管理者監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

I 定例監査

1 監査の期日及び対象

令和 5 年 2 月 7 日～10 日

教育委員会生涯学習課

地域公民館（東郷公民館、小田島公民館、長瀬公民館）

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明

監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 4 年度分財務事務及び関連する事務事業の令和 5 年 1 月 5 日現在における執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

II 指定管理者監査

1 監査の期日及び対象

令和5年2月8日

まなびあテラス及びまなびあ公園

指定管理者 株式会社メディアゲートひがしね

(所管課 教育委員会生涯学習課)

2 監査の執行者

監査委員 古谷利明

監査委員 高橋鉄夫

3 監査の範囲

令和3年度におけるまなびあテラス及びまなびあ公園の管理運営に関する出納及びその他事務事業の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理に係る出納及びその他事務事業の執行が、目的に沿って適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 88 号
令和 5 年 3 月 23 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の期日及び対象

令和 5 年 2 月 22 日 会計課

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明

監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 4 年度分財務事務及び関連する事務事業の令和 5 年 1 月 31 日現在における執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。